

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB社C店（以下「事業場」という。）に雇用され、調理師として就労していたが、平成○年○月○日に退職した。その後、被災者は、同年○月○日、D所在のE会社に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 被災者は、同年○月○日から行方不明となり、同年○月○日、ショッピングセンター駐車場に停めていた車の中で死亡しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき 平成○年○月○日推定」、「直接死因 心筋梗塞の疑い」、「死因の種類 病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、事業場に勤務していた際の被災者の就労実態につき、中抜けの時間は完全に労働から解放されていたものではなく、その余の休憩は多くても30分程度しか取れず、始業時刻の30分前には出勤し就労していた旨主張しているが、それらの主張事実を裏付ける客観的な資料は存在しない。また、事業場が郊外型のラーメン店であり、昼食時間帯等一定の時間以外に来客で混雑していたとの事情も見受けられず、事業場内休憩室の状況なども踏まえると、被災者の就業状況及び休憩取得状況等に関する事業場関係者の申述に不自然な点を認めることはできない。これらの諸点に鑑みると、請求人の上記主張は採用することができず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者が長期間の過重業務に従事したものと認められないものと判断する。

(2) また、請求人は、発症6か月以前の時間外労働についても考慮すべき旨主張するが、請求人が提示し主張する労働時間集計表の発症前7か月目から12か月目までの間における1か月当たりの平均時間外労働時間数によっても、いずれもおおむね80時間を超えるものではなく、上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。